

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	行	平	省	○
二十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	平	省	財務省告示第
一	發	發	振	額	最	払	發	用	振	法	令	債の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵省告示第
の	經	利	行	替	低	込	行	の	替	發	第三十号)第六条第十一項の規定に基づき、	
支	利	行	單	額	面	金	方	及	條	號	成二十三年十一月七日(昭和五十七年大蔵省告示第	
込	利	價						び	項	名	一百九号)第六条第十一項の規定に基づき、	
み	子	率	格	日	位	金	額	適	の	稱	利付國債の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵省告示第	
額	○	面	成	る	の	記	募	通	以	九	利付國庫債券(五年)(昭和五十七年大蔵省告示第	
に	各	・	金	二	。	整	定	下	社	九	一百九号)第六条第十一項の規定に基づき、	
加	募	四	額	十	數	載	規	「平	債	特	利付國庫債券(五年)(昭和五十七年大蔵省告示第	
え	集	パ	百	三	倍	是	定	成十三年法律第七十五号)第六条第十一項の規定に基づき、	第一	別	一百九号)第六条第十一項の規定に基づき、	
取	取	セ	一	円	金	記	規	「振	債	回	利付國庫債券(五年)(昭和五十七年大蔵省告示第	
機	機	ン	百	十	錄	定	定	替	、	一	一百九号)第六条第十一項の規定に基づき、	
算	算	ト	一	一	額	によ	規	「振	株	項	利付國庫債券(五年)(昭和五十七年大蔵省告示第	
式	式	き	月	月	は	る	定	替	式	二	一百九号)第六条第十一項の規定に基づき、	
に	よ	り	七	七	よ	る	規	「振	會	三十	利付國庫債券(五年)(昭和五十七年大蔵省告示第	
払	込	込	百	百	最	低	定	替	計	号)	一百九号)第六条第十一項の規定に基づき、	
算	金	金	四十	四十	も	額	規	「振	律	三	利付國庫債券(五年)(昭和五十七年大蔵省告示第	
に	よ	り	錢	四十	の	面	定	替	第	四	一百九号)第六条第十一項の規定に基づき、	
算	金	金	錢	四十	と	座	規	「振	二	四	利付國庫債券(五年)(昭和五十七年大蔵省告示第	
に	よ	り	錢	四十	金	簿	定	替	九	十六	一百九号)第六条第十一項の規定に基づき、	
算	金	金	錢	四十	と	簿	規	「振	一	四	利付國庫債券(五年)(昭和五十七年大蔵省告示第	

出し
する。
期日
に払い
込むも
のと規
定す。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{48}{365}$$

(二)

規下は期た期平
定、が金と成る税人にの法す國をかのれに中れに係る所
す次そ銀額し、率が當算入るも口座にと所得稅が
る号の行を、とが乗じた金額(た)に記載しては源
期及翌休支次式により居合に住に百出又は源泉そ
日び營業払う算式にたに二額ける又出者おだし分し、は記口徵の
に第營業日つ十日につい五にに當だよ同に払たしり日じ。おうる、算をいへと支出支て以き払し払

十三 初期利子

十四

第二期以

毎年三月二十日及び九月二十日

$$\text{額面金額} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十
八
十
十
六
五

払
込
期
日
払
利
所
支
元
場
金
額
償
還
金
限
償
還
期
子

平
成
二
十
三
年
十
一
月
七
日
日
本
銀
行
百
円
九
つ
月
き
百
円
額
金
二
行
額
八
年
九
月
二
月
十
日
利
成
金
を
額
払
う
。前
各
月
間
に
、
以
し
前
、
六
月
支
間
に
属
す
お
る
て
子
、
そ
の
期
利
子